

様式第3号（第7条関係）

## 会 議 録

1 附属機関の会議の名称

水戸市山根市民センター運営審議会

2 開催日時

令和3年3月9日（火）午前10時00分から午前11時00分まで

3 開催場所

水戸市山根市民センター 集会室

4 出席した者の氏名

（1）委員

根本栄寿， 大津新一， 大信重典， 園部豊子， 大津里子， 角谷直人

（2）執行機関

藤枝一典， 秋葉幸代

5 議題及び公開・非公開の別

（1） 令和2年度山根市民センター事業報告について（公開）

（2） 令和2年度山根市民センター利用状況報告について（公開）

（3） 令和3年度山根市民センター定期講座募集について（公開）

（4） その他（公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数

0人

8 会議資料の名称

令和2年度第2回山根市民センター運営審議会

## 9 発言内容

### (1) 開 会

### (2) 会長挨拶

### (3) 議 題

議 長： 議事に入ります。(1) 令和2年度山根市民センター事業報告について、事務局から御説明願います。

執行機関： (資料に基づき説明)

議 長： ただいまの事務局からの説明について、御質問などはございませんでしょうか。特にないようでしたら、(2) 令和2年度山根市民センター利用状況報告について、事務局から御説明願います。

執行機関： (資料に基づき説明)

議 長： ただいまの事務局からの説明について、御質問などはございませんでしょうか。

特にないようでしたら、(3) 令和3年度山根市民センター定期講座募集について、事務局から御説明願います。

執行機関： (資料に基づき説明)

議 長： ただいまの事務局からの説明について、御質問などはございませんでしょうか。

\_\_\_委員： 定期講座の「教室」と「クラブ」の違いについて教えてください。

執行機関： 定期講座の「教室」と「クラブ」の違いについては、まず、原則として「教室」は初心者が対象で、「クラブ」は「教室」を経験したかたを対象として運営しています。ただし、「教室」を経験されたかたであっても、翌年も申し込みをいただければ、「教室」の再受講は可能としています。

また、講師・定員・募集人員・受講料等について、「教室」は市民センターが主体となって設定し、「クラブ」はクラブ員が主体となって設定しています。

本来、一定期間を定期講座として開講した後、「教室」は「クラブ」へ、「クラブ」は「サークル」へと移行するのが望ましい形であると考えています。ただし、「サークル」になりますと、運営に関する一切の全てを自らが行わなければならないため、「クラブ」から「サークル」への移行にはなかなか踏み切れないというのが実情のようです。山根市民センターにおきましても、一定期間経過した「クラブ」が多くございますので、「サークル」移行への検討を受講生の皆様と一緒に考えていかなければならないと感じています。

議 長： 他にございませんか。特にないようでしたら、(4) その他について、御質問や御意見御要望など、何かございませんか。ないようですので、本日の議事は

終了いたします。

執行機関： ありがとうございました。

以上で、令和2年度第2回水戸市山根市民センター運営審議会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございました。